

県大教職員組合ニュース 第80号

2016 (第2号) 2016年7月22日発行

静岡県公立大学教職員組合執行委員会

Tel & Fax 054-265-7231 E-mail office@shizunion.jp

団 交 報 告

1. 開催日時： 平成28年6月29日(水) 17:30~18:30
2. 開催場所： はばたき棟 第4会議室

6月29日団体交渉が開催されました。今回の団交は、旧執行委員メンバーで臨みました。団交議事録を以下掲載いたします。以前より申し入れていた研究・環境の改善で、駐車場に白線が引かれたことはご存知かと思います。小さいことですが、各組合員から「見やすい、分かりやすい」と言った好評を得ております。実施して下さった事務局に感謝したいと思います。また、建物などの老朽化に伴う修繕箇所はたくさんありますが、学生の安心、安全に学ぶことを第一に考え今年度の活動方針にも、継続して教育の基盤整備を要求していきたいと思えます。今後共、組合のご支援をよろしくお願いいたします。

<要求項目>

平成28年6月13日に、教職員組合佐々木執行委員長から理事長宛に団体交渉の申し入れを行った。申し入れの議題は、以下の通りである。

1. 教員の旅費支給システムについて
2. 理事長の団交長期欠席理由について
3. 「昇任を止めている理由書」の回答について (11/18、2/1、2/15)
4. 学内の修繕箇所整備について(2/29、5/16)
「意見書」の回答について
5. サバティカル制度について

<団交内容>

1. 理事長の団交長期欠席理由について

法人：理事長に相談したところ一任された。

組合：理事長は月に何回本学に来ているのか？

法人：月に数回、10回以下である。もっとも、こちらから理事長を訪問したりもしている。

法人：団体交渉に理事が出席していない大学もある。

組合：理事が出席しない団体交渉はそもそも団体交渉の名に値しない。

組合：昇任のことなど教員としての経験がないと分からないこともある。

法人：そのようなものは持ち帰って検討している。

2. 「昇任を止めている理由書」の回答について

法人：公募による昇任で1年に13人が昇任した。

法人：公募によらない昇任については各部局に基準の検討を依頼している。

組合：従来の4月・10月の公募によらない昇任が止められているのはなぜかというのが質問である。

法人：4月・10月の昇任を止めてはいない。役員会にかかっている。部局からの提案がなかったからではないか。

組合：止めていないことを書面にして欲しい。

法人：承知した。

3. 教員の旅費支給システムについて

組合：薬学部の鈴木先生に支給されるべき旅費が別人に支給されていたのはなぜか？

法人：名前と部局名によって個人を識別しているが、識別について引き継ぎができておらず、部局名を見落して同姓同名の別人に送金してしまった。今後は識別をしっかりしたい。

組合：支給された旅費の詳細を教員が確認できるようにして欲しい。

法人：用務か日付のどちらかを振込通知に記すことならすぐ対応できる。どちらがよいか？

組合：早急に検討して後日回答する。

4. 学内の修繕箇所整備・バリアフリー化について

(「意見書」の回答について)

法人：過去30年間大きな修繕をほとんど行っていない（過去の大規模修繕としては水系統や空調）ので、電気系統や壁の剥落といった緊急性が高いものにまずは予算を使いたい。

組合：修繕のための予算について県との折衝は行わないのか？

法人：折衝の結果、修繕のための県からの交付金は昨年度までの1億2000万円から今年度は2億8000万円に増額された。今年度の使途の中心は電気系統の修繕である。

組合：施設整備の長期計画は存在しないのか？

法人：数年前に長期計画を策定し、随時改訂している。

法人：10数年前にコンサルティング会社に依頼して修繕の計画について検討したが、そこでの想定以上に修繕が必要になっている。

組合：施設整備の長期計画に組合や学生の意見を反映させないのか？

法人：現在は緊急性の高いものが多く困難である。看護学部棟4階の雨漏りについては修繕を行ったがまだ水が漏れているか？はばたき棟2階の雨漏りについては今年度の大規模修繕に入れられるかもしれない。

組合：回答には「検討する」という表現が多用されているが、検討結果をまた教えて欲しい。

法人：承知した。

組合：バリアフリー化への取り組みはどのようになっているのか？

法人：バリアフリーマップを作成した。色んな人に配布したい。

組合：健常者の目だけではダメではないか？

法人：障害者支援室を設置して検討している。過去の経験の蓄積もある。

5. 虫の発生について

組合：毎年この時期に小さな虫が発生して、窓やダクトから建物に侵入し、授業などの妨げとなっている。

法人：今年は特に日本平全体で大量発生していると聞いており、駆除は困難である。ダクトからの侵入については対策を検討したい。

6. サバティカル制度について

法人：サバティカル制度については中期計画に入れて制度設計を進めてい

る。現在のところ、①7年以上の勤続及び62歳以下であることが条件、②期間は1年以下、③給与は支給（通勤手当などは除く）、④往復の旅費については検討中、⑤取得教員の授業については原則として所属学部で対応してもらおう（時期をずらすなど）が例外については検討中。但し、大学の予算の余裕はないので、例外的に非常勤を雇うための予算を今の研修の予算から持ってくることも考えている。

組合：いつ頃までに検討を終える予定であるか？

法人：この秋までには終えて、平成29年春には実施できるようにしたい。

組合：制度設計の際は、看護学部などは特に所属学部での対応が難しいことを考慮してもらいたい。

法人：それも検討している。

顧問弁護士・略歴

大多和 暁 Ottawa Satoru

1954(昭和29)年5月 静岡県静岡市生まれ

2005(平成17)年4月 静岡県弁護士会法律相談センター運営委員会委員長(05年度)
日弁連司法改革総合推進会議事務局次長(～06年度)

2008(平成20)年3月 静岡地方裁判所地裁委員会委員長(08年度)・同委員(09年度～11年度)

2008(平成20)年10月 静岡家庭裁判所調停委員(現職)

2009(平成21)年4月 静岡法律事務所所長(現職)

2014(平成26)年5月 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員(現職)

2015(平成27)年 静岡家庭裁判所委員(現職)

現在の主な役職・活動など

- 家事事件、交通事故、労災、債務整理（任意整理・破産・再生など）、消費者事件、医療過誤、その他各種事件に取り組んでいる。

本人の承諾を得てHPより抜粋しています。詳細は下記HPよりご覧ください。

<http://shizu-law.jp/>